

名古屋市告示第35号

指定居宅サービス事業者等の指定の一部の効力の停止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 3、第 115条の10の 3の規定により、次のように指定居宅サービス事業者及び指定介護予防居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止しました。

令和 8年 1月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者	申請者	株式会社空&海
	所在地	愛知県海部郡蟹江町今本町通22番地
	代表者氏名	安武 将隆
事業所	介護保険事業所番号	2371203445及び23A1201012
	名称	訪問介護ステーション空&海新瑞橋
	所在地	名古屋市南区駄上一丁目13番23号
	サービスの種類	訪問介護及び予防専門型訪問サービス
効力停止の内容		新規利用者の受入を停止する。 介護給付費の請求の上限を 7割とする。
効力停止の期間		令和 8年 2月 1日から同年 7月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課